

基労管発第0316001号

平成18年3月16日

法務省民事局民事第一課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課長

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行について

標記については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が2月10日に公布され、本法律の施行日及び特別遺族給付金の額等を定める「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令」が3月7日に閣議決定されたところです。

これを受け、厚生労働省においては、制度の周知を図るとともに、請求書類等を定める「厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」を定め、3月17日に公布することとなっております。

今回の制度においては、労働者の遺族に支給する特別遺族給付金の請求に当たっては、原則として、戸籍法第48条第2項の規定により交付される証明書（以下「証明書」という。）を添付させることを予定しており、同給付金を請求する者から法務局に対して戸籍法に基づく証明書の請求を行うことが予想されます。

同給付金を請求する者が証明書の請求を行う場合は「死亡届書記載事項証明書交付依頼書」（別添）を発行することとしますので、これらについて御了知の上、関係機関に対する周知方よろしくお願いいたします。

平成 年 月 日

関係 市区町村 長 殿
法 務 局

労働基準監督署長



死亡届書記載事項証明書交付の依頼について

下記第①欄の者より、石綿による健康被害の救済に関する法律に規定する特別遺族給付金の請求を行う旨の申出がありましたので、当該者からの戸籍法第48条第2項又は第3項に基づく請求に対し、下記第②欄の者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての証明書（死亡届書記載事項証明書）を交付下さるよう依頼します。

① 請求する者の 氏 名
住 所
電話番号 ()
② 死亡した者の 本 籍
氏 名

※ 死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡した方の死亡届出時点の本籍地市町村を管轄する法務局・地方法務局本局の戸籍課あるいは法務局・地方法務局の支局にする必要があります（ただし、外国国籍の方の死亡届書記載事項証明書の交付請求は、死亡届を受理した市区町村役場にする必要があります。）。

請求に必要なものは、次のとおりです。

- ① 請求される方の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証等）
- ② 死亡した方の死亡事項の記載のある戸籍謄本等及び請求される方と本人の親族関係がわかる戸籍謄本等
- ③ 請求される方の認印

なお、死亡届書記載事項証明書は即日交付できない場合がありますので、後日郵送による交付を希望される方は、請求の際に、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を提出してください。